代理受領制度について

概要

代理受領制度は申請者との契約により事業を実施した者（工事施工者等）が、申請者からの委任を受けて補助金の受領を代理で行うことができる制度です。本制度の利用により申請者工事費等から補助金を差し引いた額を用意すればよいことから、当初の費用負担が軽減されます。

（例）工事費用が30万円、補助金が10万円の場合

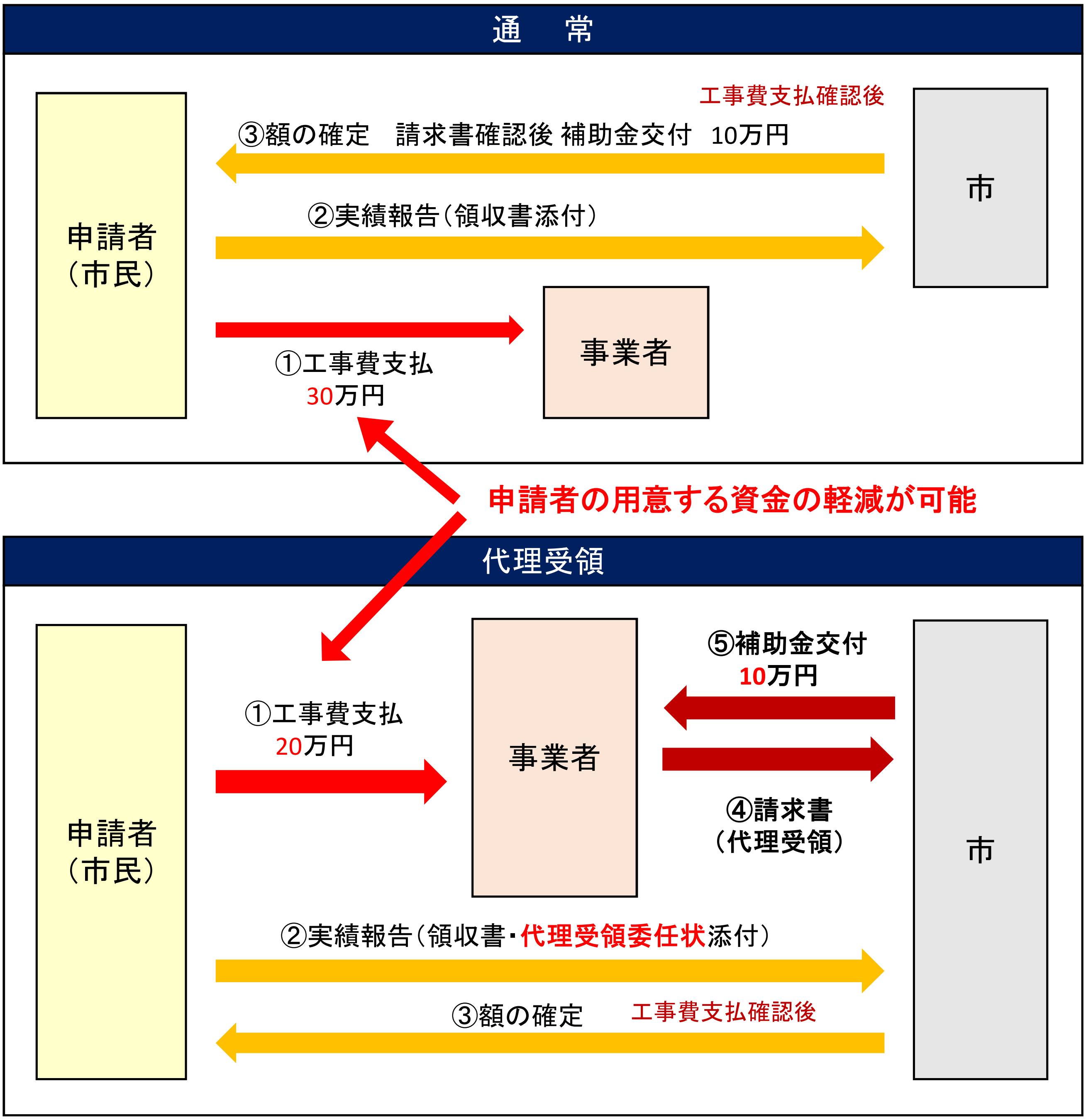

※実績報告の際に「請求及び受領に関する委任状」を添付する必要があります。